

急激に進行する人口減少と少子高齢化、税収が落ち込み悪化する財政状況、また、国、地方を通じて強まる地方分権への流れ、こうした背景にあって、市町村が活力ある地域社会の実現に向けてその役割を担うる行財政基盤を整えなければならない現在、市町村合併は避けられないものとなっている。

市町村合併のメリット、デメリットともさまざまに主張されるが、これらは決して固定的なものではなく、市町村合併の取組のなかで具体化してこそ、メリットが活き、デメリットを克服できるところとなる。

## 市町村合併のメリット

### 1 住民の利便性の向上

住民票の発行などの窓口サービスが、住居や勤務地の近くなど多くの場所で利用可能になる。

利用が制限されていた他の市町村の公共施設（スポーツ施設、文化施設、保健福祉施設など）が利用しやすくなる。

### 2 サービスの高度化・多様化

小規模町村では設置困難な都市計画や国際化、情報化等の専門の組織を置くことができ、より多様な個性ある行政施策の展開が可能になる。

従来、十分に確保できなかった専門職（保健師、栄養士、土木技師、建築技師等）の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になる。

今後、高齢化が一層進展し、高齢者への福祉サービスがますます大きな課題となる。心配される財政的な負担や高齢者を支えるマンパワーの確保のうえでスケールメリットを発揮できる。

将来的に急激な人口減少が予想され、市町村が今後とも現在の職員規模を確保していくことが極めて困難と考えられるなかで、広域的な視点からみた必要な職員数の確保及び効率的な職員配置を図ることによって行政サービスの維持・向上が可能になる。

日常生活圏と行政区域が重なることにより、雇用、教育、産業、医療、福祉など住民の生活・活動全般にわたって総合的な行政サービスの提供が可能となる。

行財政基盤が強化されることにより、住民に身近な行政の権限を地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を目指す地方分権に対応できるようになる。

種々の分野で公共的団体の統合や新設が図られ、多様な事業、広域的な事業等の展開が可能になる。

多くの職員のなかで職員の競争が促され、有能な職員の登用や適材適所の配置ができるとともに、研修の効果的な実施が可能となり、職員がレベルアップすることによって、行政レベルが向上する。

### **3 重点的な投資による基盤整備の推進**

重点的な投資が可能となり、地域の中核となるグレードの高い施設の整備や大規模な投資を必要とするプロジェクトの実施が可能になる。

合併特例法による財政的な優遇措置を有効に活用することにより、将来の発展のための基盤整備を進めることができる。

### **4 広域的観点に立ったまちづくりと施策展開**

広域的視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施することができる。

特色のある農産物を地域全体の特産物に育てたり、地域内の技術の連携によって新製品を開発するなど、これまでとはちがった地域資源の活用・組合せ方策を迫ることにより、新たな有用性や価値を産みだすことができるようになる。

環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整、取組等を必要とする課題に関する施策を有効に展開できる。

中山間地域など概してマイナスイメージでとらえられがちだった地域が、人々の生活や活動の指向がますます多様化する時代にあって、新しいエリアを構成する特色あるひとつの地域として生き生きとした生活や活動の場として存在していくための方策を迫るきっかけとすることができる。

## **5 行財政の効率化**

総務、企画等の管理部門の効率化を図り、サービス提供や事業実施を直接担当する部門を手厚くすることができるようになるとともに、職員数を全体的に少なくすることができる。

三役や議員、委員会や審議会の委員、事務局職員などの総数が減少し、経費も節減される。

広域的観点からスポーツ施設、文化施設等などの公共施設が効率的に配置され、狭い地域での類似施設の重複がなくなる。

## **6 地域のイメージアップと総合的な活力の強化**

より大きな市の誕生が、地域の存在感や「格」の向上と地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要プロジェクトの誘致が期待できる。

## デメリット ?

### 1 『役場が遠くなって、今までより不便にならないだろうか？』

合併後も、それまでの役場は新市の支所として使われ、身近なサービスは今までと変わりなく受けることができる。

情報技術の発展により将来いろいろな場所からオンラインで申請や証明などが行えるようになり、地理的な距離は問題にならなくなっていく。

### 2 『住民の声が届きにくくならないだろうか？』

議員 1 人あたりの住民の数は増えるので、議会を通じた間接民主制を補完できるよう、住民の声を直接聴いて反映させるような仕組みを増やしていくことが必要になる。地域ごとの公聴会、アンケートといった従来からの手法に加え、インターネットを活用した意見募集などにより、新しい形での住民参加が可能となってくる。

支所が引き続き行政サービス提供機能、相談機能等を持つことで、行政への相談、依頼、提言などをこれまでと変わらずに行うことができる。

町内会や自治会などの自治組織と支所との連携がより図られるような仕組みづくりを進めていく。

### 3 『サービスが低下しないだろうか？』

市町村間で行政サービスの水準や使用料、手数料などが異なるものは、サービス水準や住民負担が急激に変わって住民生活に大きな影響が及ぶことのないよう、調整が進められる。

事務処理方法の効率化等によってサービス水準の維持、負担の抑制が図られる。

**4 『中心部だけがよくなって、周辺部はさびれないだろうか？』**

住民のさまざまな意見を反映させながら、市町村間で合併後のまちづくりをどのように進めていくかを話し合い、周辺部のことにも配慮したまちづくりの計画（新市建設計画）がつくられる。また合併後も必要に応じて計画の見直しが行われていく。

旧市町村の住民ニーズを的確に把握して、合併後も地域間のバランスをとって施策が進められるよう、審議会の設置や広聴活動の強化、相談体制の充実などが図られる。

**5 『各地域の歴史、文化、伝統などが失われていかないだろうか？』**

地域においてそれぞれ育まれてきた歴史、文化、伝統などについては、旧市町村の名称を新市の町名・字名や公共施設の名称などに残したり、合併を機に地域の史料などを整備したりして、新市の貴重な財産として守っていく。また、これを機会に、地域の歴史や文化を見直すチャンスと考えるべきである。

**6 『財政状況に差がある市町村の合併は、財政状況の良い市町村に不利にならないだろうか？』**

通勤・通学圏のほか、医療圏や商圈などを含めた生活経済圏の一体的な発展が図られることが望ましく、地域全体として安定した財政状況となることが求められる。